

設計者・施工者の皆様へ

# 2024年4月1日から 大規模な非住宅建築物の 省エネ基準が変わります

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」が改正されます



## 省エネ基準見直し **3** つのポイント

**1**

延床面積が  
2000㎡以上の  
大規模非住宅  
建築物の省エネ  
基準を引き上げます

**2**

用途毎に  
基準値の水準が  
異なります  
(現行省エネ基準  
を15～25%強化)

**3**

2024年  
4月1日に  
施行です

※「建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)」に基づく適合義務制度  
延床面積が300㎡以上の中大規模の非住宅の新築、増改築を行う建築主は、省エネ基準への適合が義務付けられています。  
所管行政庁又は登録省エネ判定機関による省エネ基準への適合性判定を受け、建築確認において適合性判定通知書を提出する必要があります。

詳細は裏面をご覧ください

# 大規模な非住宅建築物の 省エネ基準が変わります

2021年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画等において、2030年度以降新築される住宅・建築物について ZEH・ZEB水準の省エネ性能※の確保を目指すこととされており、

省エネ基準を段階的に引き上げることとなっております。

今般、適合義務化が先行している大規模非住宅建築物について、各用途の適合状況等を踏まえ、省エネ基準の引き上げを行うこととしたものです。

※住宅について、強化外皮基準への適合及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から20%削減。非住宅建築物について、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から用途に応じて30%又は40%(小規模建築物については20%)削減。



## 1

## 延床面積が2000㎡以上の大規模非住宅 建築物の省エネ基準を上げます

- 建築物省エネ法において、延床面積が300㎡以上の中大規模非住宅建築物は、省エネ基準への適合が義務付けられており、今般延床面積が2000㎡以上の大規模非住宅建築物の省エネ基準を上げることとします。

### ■ Q&A

Q 基準の見直しに伴い、手続きに変更はありますか。

A 手続きに変更はありません。これまでと同様、所管行政庁又は登録省エネ判定機関による省エネ基準への適合性判定を受け、建築確認において適合性判定通知書を提出する必要があります。

Q 将来的には、中規模・小規模非住宅建築物や住宅の省エネ基準も見直されますか。

A 2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指し、適合状況等を踏まえつつ基準の見直しを行う予定としております。

## 2

## 用途毎に基準値の水準が異なります

- 大規模な非住宅建築物について、各用途の省エネ基準への適合状況等を踏まえ、用途に応じて基準値の水準を15～25%強化します。

【改正前】

| 用途  | 一次エネルギー消費量基準 (BEI) |
|-----|--------------------|
| 全用途 | 1.0                |



【改正後】

| 用途                 | 一次エネルギー消費量基準 (BEI) |
|--------------------|--------------------|
| 工場等                | 0.75               |
| 事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等 | 0.8                |
| 病院等・飲食店等・集会所等      | 0.85               |

## 3

## 2024(令和6)年4月1日に施行です

- 改正省令の施行日以後に適合性判定を申請する建築物について、引上げ後の省エネ基準への適合が必要となります。
- 改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。

